

糸魚川市内から通学する学生対象!!
通学定期の値上げ額の一部を補助します!!

令和7年10月版



糸魚川市通学定期券購入費補助金

の制度を紹介します!!

【対象者】

下記の4点全てに該当する方が対象となります。

- ①糸魚川市内に住所を有し、糸魚川市内から通学する学生又はその保護者
- ②通学のために公共交通機関の通学定期券（市外の区間も可）を購入した方
- ③令和7年3月1日以降に運賃改定（値上げ）された通学定期券を購入した方
- ④③の通学定期券の有効期間の初日が、令和7年4月1日以降である方

※令和7年10月1日には、えちごトキめき鉄道・糸魚川バスも運賃値上げを実施しましたが、9月30日以前に値上げ前の価格で購入された定期券は、本補助金の対象外となります。

【補助額】

定期券の値上げ額に以下の補助率を乗じた額（百円未満切り捨て）

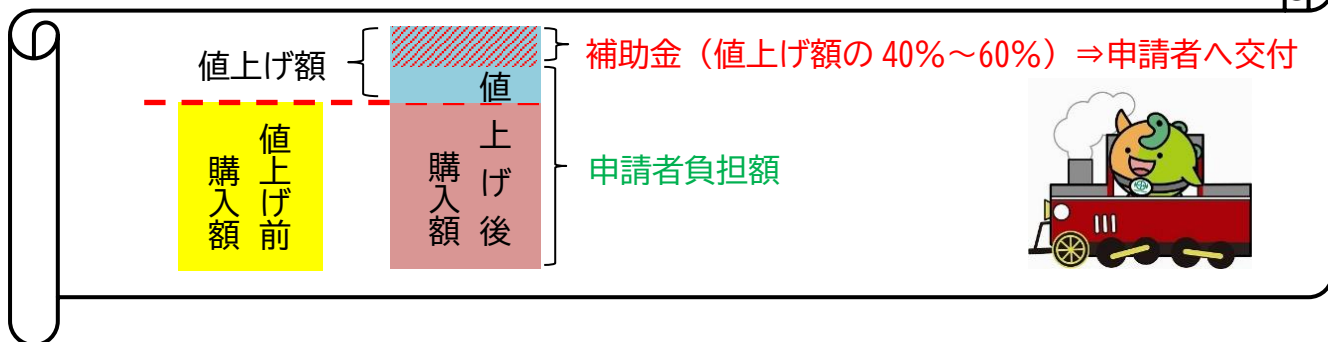
【鉄道】値上げ区間の距離に応じた補助率

(1)20 k m未満	40%
(2)20 k m以上～40 k m未満	50%
(3)40 k m以上	60%

【バス】距離にかかわらず 50%

※該当する定期券が複数ある場合は、
定期券1枚ごとに補助金を算定
（百円未満切り捨て）して合算します。

【補助額のイメージ】



【手続き方法】

【重要】

※申請される方は、必ず定期券のコピー又は写真を撮っておいてください。

★「乗車区間」・「有効期間」・「金額」・「氏名」・「発行交通事業者」が確認できるようにしてください。

★定期券の更新時に、更新前の定期券が回収されることがありますので、更新前に忘れずに撮影し保管してください。

◎手続きの流れは裏面をご覧ください。

【注意】

糸魚川市や他の公的団体等から補助を受けた定期・区間は、補助金の対象外となります。

大学生等地元定着促進新幹線通学補助、遠距離通学支給定期券、こどもフリーパス、大糸線活性化協議会定期券助成 等

◎手続きの流れ

①申請可能期間を確認

通学定期券の購入後かつ当該定期券の有効期間の初日が属する年度内
例)

購入日	有効期間初日	申請可能期間
令和7年3月30日	令和7年4月3日	令和7年4月1日～令和8年3月31日
令和7年10月1日	令和7年10月3日	令和7年10月1日～令和8年3月31日
令和8年3月25日	令和8年3月29日	令和8年3月25日～令和8年3月31日

②値上げ前価格・補助金額を確認

値上げ前価格や補助金額は、申請の際に入力が必要ですので、不明な場合は事前に糸魚川市ホームページの「問い合わせフォーム」から確認をお願いします。

③申請書類を用意

(1)糸魚川市通学定期券購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

※補助金の振込先は、申請者名義の口座に限ります。

(2)購入した通学定期券のコピー又は写真

④申請の手順

①の申請可能期間内に③の書類を提出してください（申請フォームからの申請も可）。

⇒市から補助金交付決定通知書兼補助金確定通知書を申請者へ送付します。

⇒市から補助金を申請者の口座へ振り込みします。

⑤その他

同一年度内に対象となる複数の通学定期券を購入した場合は、申請期間が重複する場合に限り、その重複している期間内にまとめて申請を行うことができます。

交付決定後に通学定期券の解約や変更をした場合、また、補助対象要件を満たさなくなった場合は、問合せ先へご連絡ください。

詳細は、お問い合わせいただくか、糸魚川市ホームページをご覧ください。



【問合せ先】

糸魚川市産業部都市政策課交通政策係

電話 025-552-1511（内線 2383）

FAX 025-552-7372

E-Mail koutsu@city.itoigawa.lg.jp

